

議員倫理検証検討会議での協議結果（報告）

芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議および芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例等の検証検討を行うことを目的に設置された議員倫理検証検討会議では、これまで6回の会議と中間報告を行い、下記のとおり結論を得ましたので報告します。

記

1 芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議について

平成元年6月29日に決議して以降、議員の虚礼に対する市民感情の変化等も見られることから見直しを行った結果、従来の決議を廃止し、新たに別添「4 虚礼廃止等に関する決議改正案」のとおりまとめた。

2 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例及び条例施行規程

条例制定以降、議員倫理として求められる事案の変化も見られることから、別添「5 倫理審査会委員構成の変更案」及び「6 倫理規準の追加(芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の改正)」のとおりまとめた。

3 政治ポスターを電柱・公共物等から追放する決議の検証について

検証検討を行った結果、特に現行決議から改正を要しないとの結論になった。

以上

議員倫理検証検討会議最終報告資料

1 前期からの申送り事項(抜粋)

課題 2：倫理条例の検証 虚礼廃止等に関する決議の検証

課題	該当条文	問題提起として出された意見	対応方策として出された意見
2	第7条	<p>問題 07-1-1 本市議会では政治倫理を問われる事例はないものの、他議会では問題ある事例が発生しているため、本市議会でも改めて認識を徹底する必要がある。</p> <p>問題 07-1-2 改選ごとに、全議員を対象とした講習会など、本条文（議員の政治倫理）の徹底を行う必要がある。</p> <p>問題 07-1-3 虚礼廃止等に関する決議は30年近く前であり、この間、改正されている公職選挙法との整理をする必要がある。</p>	<p>方策 07-1-1 芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例並びに芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議の検証について検討する。</p>

2 委員構成

座長	自由民主党芦屋市議会議員団	福井 利道 副議長
委員	自由民主党芦屋市議会議員団	松木 義昭 議員
	日本共産党芦屋市議会議員団	平野 貞雄 議員
	BE ASHIYA	青山 暁 議員
	公明党	徳田 直彦 議員
	あしや しみんのこえ	中村 亮介 議員
	日本維新の会	浅海 洋一郎 議員

3 会議内容

回数	日時	内容
第1回	令和2年8月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議体の名称について ・ 議員の政治倫理(虚礼廃止等に関する決議等の確認) ・ 会議の進め方 ・ スケジュール
第2回	令和2年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 虚礼廃止等に関する決議の整理・研究

		・阪神間各市の倫理条例の整理・研究(他市との比較)
第3回	令和2年9月18日	・政治ポスターを電柱・公共物等から追放する決議の整理・研究 ・虚礼廃止等に関する決議の整理・研究(前回議論からの続き) ・倫理条例の整理・研究(他市状況の確認) ・市議会議員政治倫理審査会の委員構成について(本市既定の確認)
第4回	令和2年10月8日	・虚礼廃止等に関する決議の整理・研究(改正案の確認) ・倫理審査会の各市状況(他市状況の確認) ・倫理条例の整理・研究(他市状況の確認)
第5回	令和2年12月17日	・虚礼廃止等に関する決議の整理・研究(改正案の確認) ・倫理審査会の各市状況(改正案の確認) ・倫理条例の整理・研究(改正案の確認)
第6回	令和3年2月16日	・中間報告後の意見について

4 虚礼廃止等に関する決議改正案

改正案	現行
<p>芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議</p> <p><u>平成元年6月29日、芦屋市議会は、清潔でカネのかからない政治を実現し、市民の負託と信頼にこたえるため、公職選挙法の一層遵守のほか、虚礼に関する自粛励行について「芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議」を全員一致して誓約した。</u></p> <p><u>しかしながら、決議後30年以上経過する間に、公職選挙法及び政治資金規正法の改正のほか、市民の議員倫理に対する意識の変化が見られるようになった。そのため、「芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議」の検証検討を行った結果、同決議を廃止した上で、新たに「芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議」を決議することとした。</u></p> <p><u>芦屋市議会は、これまでの取り組みを継続発展して、今後も清潔で質実な政治を実現し、市民の負託と信頼にこたえるため、ここに公職選挙法及び政治資金規正法の規定を一層遵守することはもちろん、以下の事項の自粛励行を全員一致して誓約するとともに、広く市民の理解と協力を要望する。</u></p>	<p>芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議</p> <p><u>地方自治を支える地方議員の活動は、広く市民生活全般にわたって積極的に行われなければならないことは当然である。しかるに今日ほど政治への信頼、公正平等、あるいは政治倫理の確立等々が求められているときはない。</u></p> <p><u>すなわち、現下の政治活動について、国民の多くが無秩序な政治資金の増大を鋭く指摘し、かつ政治家みずから自粛を求めていることにほかならない。</u></p> <p><u>芦屋市議会は、こうした事態を重視し、清潔でカネのかからない政治を実現し、市民の負託と信頼にこたえるため、ここに公職選挙法の規定を一層遵守することはもちろん、以下の事項の自粛励行を全員一致して誓約するとともに、広く市民の理解と協力を要望する。</u></p>
<p>1 企業、団体からの寄附(献金)及び未公開株譲渡(政治資金規正法で認められているものを除く。)</p>	<p>1 企業、団体からの寄附(献金)及び未公開株譲渡</p>
<p>2 年賀状・暑中見舞状等の慣例的なあいさつ状(答礼のための自筆によるものを除く。)</p>	<p>2 封書・はがきを問わず、公職名の肩書きを印刷明記した年賀状・暑中見舞状等、単なる慣例的なあいさつ状</p>

3 議員名による名刺広告、協賛広告	3 議員名による名刺広告、協賛広告
4 各種行事や慶弔への電報、電子郵便、メッセージ	4 各種行事や慶弔への電報、電子郵便、メッセージ
5 自治会、各種団体の行事、学校園の入学・卒業・運動会等に類する行事、並びに結婚式等の会合に対する寄附（自ら参列した結婚式で供与する祝儀を除く。）	5 自治会、各種団体の行事、学校園の入学・卒業・運動会等に類する行事、並びに結婚式等の会合に対する寄附
6 葬儀への香典、柩（シキミ）、供花（自ら参列した葬儀で供与する香典を除く。）	6 葬儀への香典、シキミ、供花
7 中元、歳暮など季節の贈答や手帳、カレンダー等の配布	7 中元、歳暮など季節の贈答や手帳、カレンダー等の配布
（以上のことについては、1及び3を除き選挙区内にある者に対するものに限る。また、5から7までについては親族（6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族）に対するものを除く。）	（以上のことについては親族・同窓等、特に私的な関係先を除く）
<p>なお、違反に対する措置については、委員会を設け協議することとする。</p> <p>以上、決議する。</p> <p>令和3年3月22日</p> <p style="text-align: right;">芦屋市議会</p>	<p>なお、違反に対する措置については、委員会を設け協議することとする。</p> <p>以上、決議する。</p> <p>平成元年6月29日</p> <p style="text-align: right;">芦屋市議会</p>

5 倫理審査会委員構成の変更案

(芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規程の改正)

議員のみで構成する芦屋市議会議員政治倫理審査会委員を外部委員とし、人数についても5人以内とする。

改正案	現 行
<p>(芦屋市議会議員政治倫理審査会の委員等)</p> <p>第3条 芦屋市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)は、委員<u>5人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 審査会の委員は、<u>社会的信望があり地方行政に関し高い識見を有する者のうちから議長が委嘱する。</u></p> <p>3 委員の任期は、<u>調査に係る事案の審査が終了するまでの間とする。</u></p> <p>4及び5 (略)</p>	<p>(芦屋市議会議員政治倫理審査会の委員等)</p> <p>第3条 芦屋市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)は、委員<u>10人以内</u>をもって組織する。</p> <p>2 審査会の委員は、<u>議員のうちから議長が指名する。</u></p> <p>3 委員の任期は、<u>議員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4及び5 (略)</p>

6 倫理規準の追加(芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の改正)

芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例の倫理規準(第3条)に次の2項目を追加する。

- ・その地位や権限を利用して、他者に対する嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、各種ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為を行わないこと。
- ・職務上知り得た情報を、自己若しくは特定の者の不正若しくは不当な利益のため使用し、又は特定の者に対する誹謗中傷のため使用する等、不正若しくは不当な目的のために使用しないこと。

改正案	現 行
<p>(倫理規準の遵守)</p> <p>第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 常に市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位や権限を利用して不当に金品を收受し、又はその要求若しくは約束をしないこと。</p> <p>(3) 市又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項に規定する市が出資</p>	<p>(倫理規準の遵守)</p> <p>第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。</p> <p>(2) 常に市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位や権限を利用して不当に金品を收受し、又はその要求若しくは約束をしないこと。</p> <p>(3) 市又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第3項に規定する市が出資</p>

改正案	現 行
<p>している法人が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し特定の企業、団体等を推薦又は紹介する等その地位や権限を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p> <p>(4) その地位や権限を利用して市職員の公正な職務執行を妨げ、不正な影響力を行使しないこと。</p> <p>(5) 市職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員等を含む。）の採用に関し推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(6) 議員は、職員の昇格及び異動等人事に関し推薦又は紹介をしないこと。</p> <p><u>(7) その地位や権限を利用して、他者に対する嫌がらせ、強制、圧力をかける行為、各種ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為を行わないこと。</u></p> <p><u>(8) 職務上知り得た情報を、自己若しくは特定の者の不正若しくは不当な利益のため使用し、又は特定の者に対する誹謗中傷のため使用する等、不正若しくは不当な目的のために使用しないこと。</u></p> <p>2 病院事業管理者が医師その他特定の技術を要する業務に従事する者で規則で定めるものを採用するときは、前項第5号の規定は適用しないものとする。</p>	<p>している法人が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し特定の企業、団体等を推薦又は紹介する等その地位や権限を利用して不正にその影響力を行使しないこと。</p> <p>(4) その地位や権限を利用して市職員の公正な職務執行を妨げ、不正な影響力を行使しないこと。</p> <p>(5) 市職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員等を含む。）の採用に関し推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>(6) 議員は、職員の昇格及び異動等人事に関し推薦又は紹介をしないこと。</p> <p>2 病院事業管理者が医師その他特定の技術を要する業務に従事する者で規則で定めるものを採用するときは、前項第5号の規定は適用しないものとする。</p>

(参考)

○芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議

地方自治を支える地方議員の活動は、広く市民生活全般にわたって積極的に行われなければならないことは当然である。しかるに今日ほど政治への信頼、公正平等、あるいは政治倫理の確立等々が求められているときはない。

すなわち、現下の政治活動について、国民の多くが無秩序な政治資金の増大を鋭く指摘し、かつ政治家みずからに自粛を求めていることにほかならない。

芦屋市議会は、こうした事態を重視し、清潔でカネのかからない政治を実現し、市民の負託と信頼にこたえるため、ここに公職選挙法の規定を一層遵守することはもちろん、以下の事項の自粛励行を全員一致して誓約するとともに、広く市民の理解と協力を要望する。

- 1 企業、団体からの寄附（献金）及び未公開株譲渡
- 2 封書・はがきを問わず、公職名の肩書きを印刷明記した年賀状・暑中見舞状等、単なる慣例的なあいさつ状
- 3 議員名による名刺広告、協賛広告
- 4 各種行事や慶弔への電報、電子郵便、メッセージ
- 5 自治会、各種団体の行事、学校園の入学・卒業・運動会等に類する行事、並びに結婚式等の会合に対する寄附
- 6 葬儀への香典、シキミ、供花
- 7 中元、歳暮など季節の贈答や手帳、カレンダー等の配布

（以上のことについては親族・同窓等、特に私的な関係先を除く）

なお、違反に対する措置については、委員会を設け協議することとする。

以上、決議する。

平成元年6月29日

芦屋市議会

○芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する委員会要綱

(設置)

第1条 芦屋市議会議員の虚礼廃止等に関する決議(平成元年6月 29日可決、以下「決議」という。)に基づき、違反に対する措置を協議するため、芦屋市議会に議員の虚礼廃止等に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、決定する。

- (1) 決議事項違反の確認について
- (2) 違反に対する措置について
- (3) その他必要と認める事項について

(構成)

第3条 委員会は、正副議長及び、各会派を代表する議員(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 2 委員長は議長をもって充て、会務を統理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は副議長をもって充て、委員長に事故あるときは、委員長の職務を行うものとする。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 議員から違反の通告があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の議事は、全会一致で決定する。但し、決定にあたっては、当該議員が所属する会派代表委員は除斥する。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明を求めることができる。

(違反に対する措置)

第5条 委員会において違反の事実を確認したとき、委員長は当該議員に対し厳重注意し、さらに違反が繰り返される場合は警告書を発するものとする。

- 2 前項の警告にもかかわらず、なお当該議員が決議事項を履行しないときは、氏名の公表等、必要な措置を講ずるものとする。

(改正)

第6条 この要綱の改正は、各会派代表者会議で協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成元年9月1日から施行する。

○芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市議会議員（以下「議員」という。）並びに市長、副市長、教育長及び病院事業管理者（以下「市長等」という。）が、市民全体の奉仕者であって、その職務は市民から負託された公務であることにかんがみ、その職務に係る倫理の確立と向上に資するため必要な事項を定め、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する市民の信頼を確保するとともに、併せて市政に対する市民の正しい認識と自覚の向上により、民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市長等の責務)

第2条 議員及び市長等は、市政に携わる権限と責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない。

(倫理規準の遵守)

第3条 議員及び市長等は、次の各号に掲げる倫理規準を遵守しなければならない。

- (1) 市政への不信を招くことのないよう品位と名誉を損なう行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
 - (2) 常に市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、その地位や権限を利用して不当に金品を收受し、又はその要求若しくは約束をしないこと。
 - (3) 市又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項に規定する市が出資している法人が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し特定の企業、団体等を推薦又は紹介する等その地位や権限を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
 - (4) その地位や権限を利用して市職員の公正な職務執行を妨げ、不正な影響力を行使しないこと。
 - (5) 市職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員等を含む。）の採用に関し推薦又は紹介をしないこと。
 - (6) 議員は、職員の昇格及び異動等人事に関し推薦又は紹介をしないこと。
- 2 病院事業管理者が医師その他特定の技術を要する業務に従事する者で規則で定めるものを採用するときは、前項第5号の規定は適用しないものとする。

(市の請負に関する遵守事項)

第4条 議員又は市長等が地方自治法第92条の2、第142条及び第166条第2項の規定に該当するときは、当該請負をする者は、その請負を辞退しなければならない。

(誓約書の提出義務)

第5条 議員は、議会が定めるところにより、この条例を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、自己の利益又は第三者の利益若しくは不利益を図る目的をもって、議員及び市長等に対し、その地位や権限による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(市民の調査請求権等)

第7条 地方自治法第18条に規定する選挙権を有する市民（以下「市民」という。）は、議員又は市長等が第3条第1項に規定する倫理規準に違反する疑いがあると認めるときは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から、議員に係るものについては市議会議長（以下「議長」という。）に、市長等に係るものについては市長に対し、当該倫理規準に違反する疑いのあることを証する書面を添付した倫理規準違反調査請求書を提出して調査を請求することができる。

2 議長又は市長は、前項の規定に基づき調査の請求を受けたときは、直ちに倫理規準違反調査請求書及びその添付書類の写しを議員に係るものについては次条に規定する芦屋市議会議員政治倫理審査会に、市長等に係るものについては芦屋市附属機関の設置に関する条例（平成18年芦屋市条例第5号）第2条に規定する芦屋市長等倫理審査会（以下「市長等審査会」という。）に送付し、その審査を求めなければならない。

(芦屋市議会議員政治倫理審査会の設置)

第8条 議会に議員の倫理に関する重要な事項を調査及び審議するため、芦屋市議会議員政治倫理審査会(以下「市議会議員審査会」という。)を置く。

(芦屋市長等倫理審査会の会議等)

第9条 市長等審査会の会議は、公開とする。ただし、市長等審査会は、会議に諮り非公開とすることができる。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(市長等審査会の職務等)

第10条 市長等審査会は、第7条第1項の規定に基づく調査請求の審査を行う。

2 市長等審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係人に対し事情聴取及び資産等に関する報告書の提出を求める等必要な調査を行うことができる。

3 市長等審査会が必要と認めるときは、市長等は、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

4 市長等審査会は、審査の対象となった市長等から釈明したい旨の申出を受けたときは、その機会を保障しなければならない。

(市議会議員審査会又は市長等審査会の審査報告)

第11条 市議会議員審査会又は市長等審査会は、第7条第2項の規定に基づき審査を求められたときは、当該審査を求められた日の翌日から起算して90日以内に、その審査の結果を記載した審査報告書を作成し、これを議員に係るものについては議長に、市長等に係るものについては市長に提出しなければならない。ただし、当該審査会は、やむを得ない理由により、その期間内に審査報告書を作成することができないと判断したときは、その期間を延長することができる。

(審査結果の通知及び公表)

第12条 議長又は市長は、前条の規定に基づき審査報告書の提出を受けたときは、その内容を当該審査報告書に係る調査の請求をした市民の代表者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

(有罪判決宣告後における釈明)

第13条 議員又は市長は、刑事事犯により禁錮以上の有罪判決の宣告を受け、なおその職にとどまろうとするときは、議員にあっては議長に市民に対する説明会の開催を求め、市長にあっては市長が市民に対する説明会を開催し、当該議員又は市長は、説明会に出席し、釈明するものとする。

(補則)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、議会又は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年1月1日から施行する。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

以下 略

○芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、芦屋市議会議員及び市長等の倫理に関する条例（平成13年芦屋市条例第21号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(誓約書の提出)

第2条 条例第5条の規定による誓約書は、様式第1号によるものとし、市議会議員（以下「議員」という。）に就任した後30日以内に市議会議長（以下「議長」という。）に提出しなければならない。

(芦屋市議会議員政治倫理審査会の委員等)

第3条 芦屋市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、委員10人以内をもって組織する。

2 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。

3 委員の任期は、議員の任期とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の会長等)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の職務等)

第5条 審査会は、条例第7条第1項の規定に基づく調査請求の審査を行う。

2 審査会は、前項の審査を行うため必要があると認めるときは、関係人に対し事情聴取及び資産等に関する報告書の提出を求める等必要な調査を行うことができる。

3 審査会が必要と認めるときは、議員は、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

4 審査会は、審査の対象となった議員から釈明したい旨の申出を受けたときは、その機会を保障しなければならない。

(審査会の会議等)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。ただし、次条の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、公開とする。ただし、会議に諮り非公開とすることができる。

5 その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って別に定める。

(委員の除斥)

第7条 審査会の委員は、自己若しくは配偶者若しくは3親等内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係がある事件については、その審査に加わることができない。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、市議会事務局の総務を担当する課において処理する。

(調査の請求)

第9条 条例第7条第1項の規定により、市民の50分の1以上の連署をもって調査を請求しようとする有権者の代表者（以下「代表者」という。）は、倫理規準違反調査請求書（様式第2号）を議長に提出しなければならない。

2 前項に規定する連署は、倫理規準違反調査請求署名簿（様式第3号）によるものとする。

(調査請求要件の審査)

第10条 議長は、条例第7条第1項の規定により調査を求められた場合において、調査請求が次の各

号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下することができる。

- (1) 倫理規準違反調査請求署名簿に50分の1以上の選挙権を有する市民の署名がないとき。
- (2) 条例第3条に規定する倫理規準以外の事項について調査請求したものであるとき。
- (3) 倫理規準違反調査請求書の記載事項に不備があるとき、又は倫理規準違反調査請求書に疎明資料の添付がないとき。

2 議長は、署名の有効数を確認するために必要があると認めるときは、関係人の意見又は説明を求めることができる。

3 議長は、倫理規準違反調査請求書に不備があるときは、相当の期間を定めて、代表者にその補正を命ずることができる。

4 議長は、第1項の規定により調査請求の却下をしたときは、速やかに書面によりその旨を代表者に通知しなければならない。

(審査結果の報告)

第11条 条例第11条の審査報告書は、様式第4号によるものとする。

(審査報告書作成の延長)

第12条 審査会は、条例第11条ただし書の規定により審査報告書の作成を延長するときは、当該延長する期間を速やかに議長に通知しなければならない。

2 議長は、前項の規定により通知を受けたときは、速やかに審査報告書作成延長通知書(様式第5号)により代表者に通知しなければならない。

(審査結果の公表)

第13条 条例第12条の規定による審査結果の要旨の公表は、芦屋市広報紙等に掲載して市民に周知するものとする。

(資産等に関する報告書の提出)

第14条 第5条第2項の規定に基づき審査会が提出を求める資産等に関する報告書は、次項に掲げるもののうち、審査会が指定するものとする。ただし、過去5年分で議員に就任後のものに限る。

2 前項の資産等に関する報告書は、資産等報告書、資産等補充報告書、所得等報告書及び関連会社等報告書(以下「資産等報告書等」という。)とする。

3 資産等報告書等に記載する内容及び様式については、政治倫理の確立のための芦屋市長の資産等の公開に関する条例(平成7年芦屋市条例第25号)及び政治倫理の確立のための芦屋市長の資産等の公開に関する条例施行規則(平成7年芦屋市規則第39号)の例による。

4 審査会は、資産等報告書等の提出を求めるに当たっては、相当の期限を付することができる。

(説明会)

第15条 議長は、条例第13条の規定により説明会を開くときは、開催の日時及び場所その他必要な事項を定め、開催日の1週間前までに告示しなければならない。

2 条例第13条に規定する議員が、やむを得ない理由により説明会に出席できないときは、その前日までに議長に弁明書を提出するものとし、議長は、直ちにその旨を告示するものとする。この場合において、説明会に出席する議員がなくなるときは、議長は、説明会の開催を中止することができる。

3 議長は、前項の規定により説明会の開催を中止するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成14年1月1日から施行する。

2 この規程の施行後最初に提出する誓約書については、第2条中「市議会議員(以下「議員」という。)に就任した後」とあるのは、「この規程施行後」とする。

3 この規程の施行後及び任期満了後最初に行われる審査会の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、議長が行う。

以下 略

7 政治ポスターを電柱・公共物等から追放する決議の検証について

特に現行決議から改正を要しないとの結論になった。

(参考)

○政治ポスターを電柱・公共物等から追放する決議

地方自治を支える地方議員の活動は、広く市民生活全般にわたって積極的に行われなければならない。自由な政治活動は憲法によって保障されているところであるが、本市内では電柱・公共物等などに、しばしば政治ポスターが無秩序に掲示され、またそれが放置されることによって、まちの美観が著しく損なわれ、多くの市民に不快感を与えている。

およそ、本市の公職に選ばれたもの、あるいは公職に就こうとする者は、「国際文化住宅都市」建設の理念に基づき、まちの美観の保持と形成に十分な関心と注意を払って、政治活動を行う責務がある。

よって本市議会は、まちの美観を保持し、清廉で公正な政治活動と選挙運動を通じて、市民の政治に対する一層の信頼を培うため、政治ポスターの電柱・公共物等への掲示を追放する。

以上、決議する。

平成2年9月7日

芦屋市議会